

**改正**

平成25年 5 月22日 告示第108号

令和 3 年 3 月30日 告示第46号

令和 6 年 3 月28日 告示第51号

令和 7 年 3 月28日 告示第68号

大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、本市内において、生涯学習の一環として行われる文化芸術活動を支援するために、大和市基金条例（平成19年大和市条例第11号）第 1 条第 8 号に規定する生涯学習振興基金を活用して、当該年度の予算の範囲内で交付する補助金について、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

**第 2 条** 補助事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内を中心に活動する市民及び団体が行う事業
- (2) 広く市民を対象に実施する事業
- (3) 生涯学習のうち、文化芸術の振興に資する事業
- (4) 営利を主な目的としない事業
- (5) 事業の実施に係る経費が、200,000円以上の事業
- (6) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間に実施する事業

(補助金の額)

**第 3 条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の合計額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 200,000円以上500,000円未満 50,000円
- (2) 500,000円以上1,000,000円未満 100,000円
- (3) 1,000,000円以上2,000,000円未満 200,000円
- (4) 2,000,000円以上 400,000円

(要望手続)

**第 4 条** 補助金の交付を受けようとするもの（以下「要望者」という。）は、文化芸術活動支援補助金交付要望書（以下「要望書」という。）に規則第 4 条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書を添えて、市長が別に指定する日までに市長に提出するものとする。

(内定及び通知等)

**第 5 条** 市長は、要望書を受けたときは、選考会議での審査を経て、承認するときは、補助する事業及び交付しようとする補助金の額（以下「内定額」という。）を内定し、文化芸術活動支援補助金交付内定通知書（以下「内定書」という。）により、承認しないときはその旨を、当該要望者に速やかに通知するものとする。

2 前項の選考会議の委員は、社会教育委員、大和市文化芸術振興審議会委員、教育長及び健康・スポーツ部長をもって充てる。

(要望書の取下げ)

**第6条** 前条第1項の規定により内定を受けた要望者（以下「内定者」という。）は、内定者の都合等の理由により当該事業を中止しようとするときは、文化芸術活動支援補助金内定取下書により速やかに申請を取り下げなければならない。

2 市長は、前項に規定する取下書を受理したときは、文化芸術活動支援補助金内定取下承認書により内定者に通知するものとする。

(内定の計画変更)

**第7条** 内定者は、内定を受けてから次条第1項の規定による申請を行うまでの間に、内定を受けた補助事業の計画を変更しようとするときは、文化芸術活動支援補助金交付要望変更申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受けたときは、これを審査し、変更を承認するときは、文化芸術活動支援補助金交付要望変更承認通知書により、変更を承認しないときはその旨を、当該内定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において内定額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して承認することができる。

(申請手続)

**第8条** 内定者は、文化芸術活動支援補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に規則第4条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書を添えて、市長が別に指定する日までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請書に添付する規則第4条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書が、要望書又は第7条第1項に規定する申請書に添付したものと内容に変更がないときは、これを省略することができる。

(決定及び通知)

**第9条** 市長は、交付申請書を受けたときは、これを審査し、承認するときは内定額を超えない範囲において補助金の額を決定し、文化芸術活動支援補助金交付決定通知書により、承認しないときはその旨を、当該内定者に速やかに通知するものとする。

(補助金の交付時期)

**第10条** 補助金は、当該補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後に交付するものとする。

(補助の制限)

**第11条** この要綱により補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた年度の翌年度以後3年間は、補助の対象としない。

(様式)

**第12条** この要綱により使用する様式は別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月22日告示第108号）

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大和市生涯学習振興補助金交付要綱第5条第1項の規定による内定を受けている補助事業に係る手続等については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月30日告示第46号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に内定した補助金について適用し、施行日前に内定した補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月28日告示第51号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大和市文化芸術活動支援補助金交付要綱の規定は、施行日以後に内定した補助金について適用し、施行日前に内定した補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月28日告示第68号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

別表第1（第3条関係）

| 費目     | 摘要                                      |
|--------|-----------------------------------------|
| 謝礼     | 講師謝礼、公演謝礼、保育謝礼、デザイン謝礼、司会謝礼、アルバイト謝礼、調律料等 |
| 交通費    | 講師及び公演者との打ち合わせに要する交通費、講師交通費、講師宿泊代等      |
| 食糧費    | 講師又は出演者に対する弁当代、お茶代等                     |
| 消耗品費   | 消耗品、材料費等                                |
| 印刷費    | 刊行物、プログラム、図録、ポスター、チラシ、入場券、台本等の印刷費、材料費等  |
| 広告宣伝費  | 広告宣伝費、立看板製作費等                           |
| 通信費等   | 案内状送付料等                                 |
| 会場費    | 会場使用料、付帯設備使用料等                          |
| 会場設営費  | 会場設営費、撤去費等                              |
| 運搬費    | 楽器、道具、作品の運搬費等                           |
| 記録費    | 記録用写真代（フィルム代、現像代等）、録画又は録音のための消耗品費等      |
| 保険料    | 行事保険料等                                  |
| 著作権使用料 | 著作権使用料等                                 |

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費に含めない。

- (1) 交際費及び接待費（祝儀、花束、手土産等）
- (2) 団体運営費（定期的な活動に係る会場使用料等）及び事務所維持費（事務所賃料、職員給与等人件費、ウェブサイト運用費等）
- (3) 団体や個人の財産となるものの購入費（楽器、機材、事務機器等の購入費、修理費等）
- (4) 公募に要する経費のうち、賞金、賞品、記念品代等
- (5) 社会通念上、公的補助金として交付することが不適切と判断される経費

別表第2（第12条関係）

| 様式番号  | 様式の名称                  | 関係条文 |
|-------|------------------------|------|
| 第1号様式 | 文化芸術活動支援補助金交付要望書       | 第4条  |
| 第2号様式 | 文化芸術活動支援補助金交付内定通知書     | 第5条  |
| 第3号様式 | 文化芸術活動支援補助金内定取下書       | 第6条  |
| 第4号様式 | 文化芸術活動支援補助金内定取下承認書     | 第6条  |
| 第5号様式 | 文化芸術活動支援補助金交付要望変更申請書   | 第7条  |
| 第6号様式 | 文化芸術活動支援補助金交付要望変更承認通知書 | 第7条  |
| 第7号様式 | 文化芸術活動支援補助金交付申請書       | 第8条  |
| 第8号様式 | 文化芸術活動支援補助金交付決定通知書     | 第9条  |